

魚沼市地域公共交通協議会分科会規程

(目的)

第1条 この規程は、魚沼市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第5条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会を構成する委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。
ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会の委員以外の者を分科会を構成する委員とすることができる。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。
2 分科会長は、委員の互選により定める。
3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。
4 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議の運営等)

第5条 分科会の会議は、会長が招集し、議長となる。
2 会議については、規約第12条の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月4日から施行する。